

公的統計の整備に関する基本的な計画に関する答申のポイント

「基本的な計画」とは、今後 5 年間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、方向性、必要な措置等を示すもので、以下は代表的な事項をいくつかとりあげたものです。

1. 統計を体系的に整備するために

統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

- ・ 「経済構造統計」(経済センサス)を国勢統計・国民経済計算とともに重要な基幹統計として位置付けます。(本文<以下同じ>P10)
- ・ 生産動態に関する製造業分野統計を一本化するとともに、企業活動に係る包括的な統計を構築します。(P10)

統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上

- ・ 国民経済計算を整備し、一次統計や産業連関表との連携を強化します。(P12)
- ・ 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)を構築し、諸統計の精度向上と新たな統計情報の作成に取り組みます。(P13)

2. 経済・社会の変化に対応するために

- ・ グローバル化、働き方の多様化、少子高齢化、ワークライフバランス等に対応した統計を整備します。(P18、20、21)
- ・ 統計ニーズ把握のため利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計の整備・改善に反映させます。(P30)

3. 統計利用ニーズの多様化に対応するために

- ・ 一般からの委託に応じた新たな統計の作成(オーダーメイド集計)や、個人が特定されないように調査票の情報を加工したデータ(匿名データ)の作成を段階的に拡大します。(P31)

4. 信頼性の高い統計を効率的に作成するために

- ・ 行政が保有している情報(行政記録)をできる限り統計作成に活用し、調査される方々の負担を減らします。(P22)
- ・ 統計作成のために必要な人員と予算の確保、特に国民的関心の高い国民経済計算の作成体制の充実に努めます。(P25、26)

5. 基本計画を実効あるものとするために (P36)

- ・ 「基本計画推進会議」(仮称)を設け、政府一体として推進します。
- ・ 統計委員会は、基本計画の取組状況を評価し、改善意見を提示します。

上記事項に係る具体的措置については、別紙参照。

【別紙】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づく具体的な措置等の例

1. 統計を体系的に整備するために

統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

< 「経済構造統計」(経済センサス) > (別表 P37)

「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備等

【平成 21 年度検討開始】

< 生産動態に関する以下の製造業分野統計の一本化 > (別表 P67)

薬事工業生産動態統計調査(厚生労働省)

牛乳乳製品統計、木材統計(農林水産省)

経済産業省生産動態統計(経済産業省)

造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省)

【平成 21 年度検討開始、25 年度までに整備】

< 新たな基幹統計の整備 > (別表 P68、69)

新たな基幹統計として、加工統計である「鉱工業指数」(経済産業省)、「完全生命表/簡易生命表」(厚生労働省)を整備

【平成 21 年度準備開始、22 年度までに整備】

統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上

< 国民経済計算の整備 > (別表 P39、41)

・生産・支出・所得の三面アプローチによる GDP の精度検証

【平成 22 年基準改定における導入を目指す】

・利用する基礎統計間の関係整理や行政記録の活用等、年次推計と四半期推計(QE)の総合的な検討

【平成 21 年度から順次検討】

< 国民経済計算と産業連関表との連携強化 > (別表 P37)

統計委員会国民経済計算部会の下への産業連関表専門委員会(仮称)の設置

【平成 21 年度中に設置】

< 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)の構築 > (別表 P43)

雇用保険、労働保険関係の行政記録からの事業所等の異動情報の把握検討

【平成 22 年から検討】

2 . 経済・社会の変化に対応するために

変化に対応した統計の整備

<グローバル化の進展対応> (別表 P51)

「登録外国人統計」及び「出入国管理統計」の集計の充実の検討

【平成 25 年度までに結論】

<働き方の多様化への対応> (別表 P52)

非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、調査の内容や実施時期等について検討

【平成 21 年度検討開始、22 年度までに結論】

<少子高齢化、ワークライフバランス対応> (別表 P47)

就業(就職・離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関連統計調査の充実の検討

【原則平成 21 年中に結論】

統計ニーズの継続的な把握・活用 (別表 P60)

統計委員会基本計画部会において、各府省、関係学会、経済界との意見交換を随時実施し、その結果を各種審議等で活用

【平成 21 年度から実施】

3 . 統計利用ニーズの多様化に対応するために

オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 (別表 P61)

各府省は、所管の統計調査について、毎年度当初に、二次利用の対象とする統計調査等に関する年度計画を策定・公表した上で、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供サービスを実施し、ニーズを踏まえてサービスを拡大

【平成 21 年度から実施】

4 . 信頼性の高い統計を効率的に作成するために

行政記録情報の活用 (別表 P54、55)

労働保険の適用事業所情報、住民基本台帳データ、税務データ等の活用を検討

【平成 21 年度から検討】

統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録の有無等について事前に調査・検討することを原則化

【平成 21 年度から実施】

統計作成のために必要な人員と予算の確保等 (別表 P57)

内閣府は、「国民経済計算」について、3 年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し等を実施

【平成 21 年度から検討】

5 . 基本計画を実効あるものとするために

政府一体としての推進（別表 P66）

「基本計画推進会議」（仮称）を設置し、基本計画推進に必要な連絡、調整及び検討を実施 【平成 21 年度から実施】

基本計画の取組状況の評価等（別表 P66）

統計委員会は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組について評価・検証を行い、必要に応じて取組の再検討、見直し、促進等のために意見を提示 【平成 22 年度から実施】